

異動届の記入例… ③転勤の場合

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収 特別徴収義務者控用

※ 太枠内のみ記入してください。

法人番号又は個人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3												特別徴収義務者番号		8 9 9 9 9 9				
フリガナ		オオダテシコウギョウ												係		経理係				
大館市長様		名称(氏名)		大館市工業(株)										氏名		大館 一郎				
令和 6 年 10 月 5 日提出		所在地		〒 017 - 0000 大館市字中城 2 0										TEL		0186-49-3111(内線235)				

特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)に記載されている「特別徴収義務者指定番号」「宛名番号」を必ず記入してください。

個人番号		9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8												宛名番号		9 0 0 0 0 1				
フリガナ	オオダテ タロウ												異動の事由	異動後の未徴収税額						
氏名	大館 太郎												1. 退職	1. 特別徴収継続						
(旧姓)	T S H R 47 年 6 月 17 日生												2. 転勤(職)	2. 一括徴収						
給与の支払を受けた後の住所	〒 017 - 1111 大館市字〇〇												3. 長期欠勤	3. 普通徴収						
													4. 死亡	残額を納税者本人が納付する						
													5. 特別徴収に切替	残額を納税者本人が納付する						
													6. その他	残額を納税者本人が納付する						
													7. その他	残額を納税者本人が納付する						
													8. その他	残額を納税者本人が納付する						
													9. その他	残額を納税者本人が納付する						
													10. その他	残額を納税者本人が納付する						
													11. その他	残額を納税者本人が納付する						
													12. その他	残額を納税者本人が納付する						
													13. その他	残額を納税者本人が納付する						
													14. その他	残額を納税者本人が納付する						
													15. その他	残額を納税者本人が納付する						
													16. その他	残額を納税者本人が納付する						
													17. その他	残額を納税者本人が納付する						
													18. その他	残額を納税者本人が納付する						
													19. その他	残額を納税者本人が納付する						
													20. その他	残額を納税者本人が納付する						
													21. その他	残額を納税者本人が納付する						
													22. その他	残額を納税者本人が納付する						
													23. その他	残額を納税者本人が納付する						
													24. その他	残額を納税者本人が納付する						
													25. その他	残額を納税者本人が納付する						
													26. その他	残額を納税者本人が納付する						
													27. その他	残額を納税者本人が納付する						
													28. その他	残額を納税者本人が納付する						
													29. その他	残額を納税者本人が納付する						
													30. その他	残額を納税者本人が納付する						
													31. その他	残額を納税者本人が納付する						
													32. その他	残額を納税者本人が納付する						
													33. その他	残額を納税者本人が納付する						
													34. その他	残額を納税者本人が納付する						
													35. その他	残額を納税者本人が納付する						
													36. その他	残額を納税者本人が納付する						
													37. その他	残額を納税者本人が納付する						
													38. その他	残額を納税者本人が納付する						
													39. その他	残額を納税者本人が納付する						
													40. その他	残額を納税者本人が納付する						
													41. その他	残額を納税者本人が納付する						
													42. その他	残額を納税者本人が納付する						
													43. その他	残額を納税者本人が納付する						
													44. その他	残額を納税者本人が納付する						
													45. その他	残額を納税者本人が納付する						
													46. その他	残額を納税者本人が納付する						
													47. その他	残額を納税者本人が納付する						
													48. その他	残額を納税者本人が納付する						
													49. その他	残額を納税者本人が納付する						
													50. その他	残額を納税者本人が納付する						
													51. その他	残額を納税者本人が納付する						
													52. その他	残額を納税者本人が納付する						
													53. その他	残額を納税者本人が納付する						
													54. その他	残額を納税者本人が納付する						
													55. その他	残額を納税者本人が納付する						
													56. その他	残額を納税者本人が納付する						
													57. その他	残額を納税者本人が納付する						
													58. その他	残額を納税者本人が納付する						
													59. その他	残額を納税者本人が納付する						
													60. その他	残額を納税者本人が納付する						
													61. その他	残額を納税者本人が納付する						
													62. その他	残額を納税者本人が納付する						
													63. その他	残額を納税者本人が納付する						
													64. その他	残額を納税者本人が納付する						
													65. その他	残額を納税者本人が納付する						
													66. その他	残額を納税者本人が納付する						
													67. その他	残額を納税者本人が納付する						
													68. その他	残額を納税者本人が納付する						
													69. その他	残額を納税者本人が納付する						
													70. その他	残額を納税者本人が納付する						
													71. その他	残額を納税者本人が納付する						
													72. その他	残額を納税者本人が納付する						
													73. その他	残額を納税者本人が納付する						
													74. その他	残額を納税者本人が納付する						
													75. その他	残額を納税者本人が納付する						
													76. その他	残額を納税者本人が納付する						
													77. その他	残額を納税者本人が納付する						
													78. その他	残額を納税者本人が納付する						
													79. その他	残額を納税者本人が納付する						
													80. その他	残額を納税者本人が納付する						
													81. その他	残額を納税者本人が納付する						
													82. その他	残額を納税者本人が納付する						
													83. その他	残額を納税者本人が納付する						
													84. その他	残額を納税者本人が納付する						
													85. その他	残額を納税者本人が納付する						
													86. その他	残額を納税者本人が納付する						
													87. その他	残額を納税者本人が納付する						
													88. その他	残額を納税者本人が納付する						
													89. その他	残額を納税者本人が納付する						
													90. その他	残額を納税者本人が納付する						
													91. その他	残額を納税者本人が納付する						
													92. その他	残額を納税者本人が納付する						
													93. その他	残額を納税者本人が納付する						
													94. その他	残額を納税者本人が納付する						
													95. その他	残額を納税者本人が納付する						
													96. その他	残額を納税者本人が納付する						
													97. その他	残額を納税者本人が納付する						
													98. その他	残額を納税者本人が納付する						
													99. その他	残額を納税者本人が納付する						
													100. その他	残額を納税者本人が納付する						

(ア)には、特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)に記載されている「特別徴収税額」を記入してください。
(イ)には、何月分まで特別徴収をしたか、徴収済みの合計金額を記入してください。
(ウ)には、(ア)から(イ)を差し引いた残額を記入してください。

1月1日から退職時まで支払の確定した給与の額及び社会保険料の額を記入してください。

異動の事由は「2. 転勤(職)」、異動後の未徴収税額の徴収方法は「1. 特別徴収継続」を○で囲んでください。

異動(転勤等)の年月日を記入してください。

転勤などにより新しい勤務先で特別徴収を継続することになった場合は、新しい勤務先に納付額等をお知らせのうえ、新しい勤務先の名称及び所在地を正確に記入してください。新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号が不明の場合は記入の必要はありませんが、法人番号は必ず記入してください。

一括徴収をする場合は、下欄にも記入してください。

一括徴収の理由	一括徴収した税額
1. 異動が令和 年12月31日までで、申し出があったため	円は
2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため	月分
	月 日に
	納入します

退職日が1月1日以降のかたで一括徴収できない場合は、その理由

□ 5月31日まで支払われる給与もしくは退職手当等がないため、又は未徴収税額より少ないため

フリガナ	オオダテシサンギョウ											
名称(氏名)	(株)大館市産業											
所在地	〒 017 - 9999 大館市豊町3番1号											
TEL	0186-43-7033(内線999)											
上記新しい勤務先へ	月割額 10,500 円を 10 月分から徴収するよう連絡済です											
担当者	係 経理係 氏名 東北 一郎											

通信欄												
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)の抜粋

特別徴収義務者指定番号	899999	宛名番号	900001	市町村コード	052043	受給者番号	899999-1	特別徴収税額	126800円
住	大館市字〇〇		氏名	大館 太郎		個人番号			

特別徴収に切替の場合は、下欄にも記入してください。

月分より(月 日納入予定) 特別徴収を希望します。

退職の場合は、下欄にも記入してください。

退職手当等の支払(予定)額	円	退職区分	普通退職
退職手当等の支払(予定)日	令和 年 月 日		障害退職
就職年月日	昭・平・令 年 月 日	勤続年数	年

※特別徴収義務者指定番号と宛名番号を必ず記入して提出してください(番号が不明の場合は、本市発送の特別徴収税額の通知書を参照してください)。なお、平成29年1月1日以降に提出の異動届には、法人番号及び個人番号の記入が必要です。

※異動があった日の翌月10日まで、必ず提出してください。

※退職の日が1月1日以降のかたの未徴収税額について、本人からの申し出がない場合であっても一括徴収してください。また、6月から12月までに退職されたかたについても、本人からの同意を得たうえで一括徴収してくださいようご協力をお願いします。